

～国民健康保険・後期高齢者医療保険だより～



12月2日から保険証は発行されなくなります マイナ保険証をお持ちでない方へ

保険証の新規発行は令和6年12月2日からされなくなります。現在お手元にある保険証は令和7年7月31日まで有効です。

マイナ保険証（保険証利用登録をしたマイナナンバーカード）をお持ちでない方には資格確認書（被保険者資格情報と自己負担割合等が記載されているカード型の確認書）を令和7年7月中に一斉交付する予定です。

ただし、令和6年12月2日から令和7年7月までの間に現行の保険証を紛失された場合や、新規資格取得される場合は、個別に資格確認書を交付します。

資格確認書を医療機関の窓口で提示すればこれまで通り受診できます。

事前登録してマイナ保険証を使おう！ マイナ保険証の利用登録

マイナナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前登録が必要です。事前登録は、町民課窓口、マイナポータルアプリ（読み取り対応のスマートフォンが必要）、セブン銀行ATM、医療機関・薬局の受付で登録できます。



マイナ保険証については
こちらから！

いいことたくさん！簡単・便利なマイナ保険証！ マイナ保険証を使うメリット

1. マイナナンバーカード1枚で受診できる

高齢受給者証・限度額適用認定証等・特定疾病療養受療証の提示が不要になります。

（注）医療費助成制度における受給券はこれまで通り提示が必要です。

2. 手続きなしで自己負担限度額を超える分の支払いが不要になる

限度額適用認定証の申請をしなくても、窓口での支払いが限度額で抑えられます。

（注）特定疾病療養受療証はこれまで通り申請が必要です。

3. 医療費控除の確定申告手続きが簡単になる

マイナポータル上で年間の医療費通知情報が取得でき、確定申告に必要な情報も自動的に入力されます。

（注）ご利用にはマイナポータルアプリからe-Taxへの連携が必要です。

4. 自身のデータに基づいた医療を受けられる

情報提供に同意すれば、薬歴や特定健診の結果を医師や薬剤師と共有できます。

5. 健康保険証としてずっと使える

就職・引越などをしてもお持ちのマイナナンバーカードを健康保険証として使用できます。

（注）医療保険者が変わる場合はこれまで通り届け出が必要です。

